

いては、殊に第二編日英交通史料の輯録に於て其感を深からしめられた。著書は飽迄著書である可きであつて、便宜的再録であつてはならないと愚考される。

然し私の本書に對する更に大なる疑問は、歴史研究に於ても、先づ爲さねばならぬ事は、其に關し叙述論究せられたるものに如何なるものありやを知る事ではあつても、果して其が凡ていあらうか否かと言ふ事である。卓見に依れば、其は要するに歴史研究にとつても一つの手段、一つの不可缺の條件ではあつても、決して終局の目的ではないのである。第一編の概観に依ても窺知し得る如く、著者の態度も亦明にさうと拜察されるが、而も尙若干の疑問を抱かしめる程に、著者最大の努力は、日英交通史に關聯あるものは細大洩さず涉獵且解説する事に費されたるかの感を覚えしめるのである。

然し以上は、決して本書の眞價を損ふものではなく、「史學雜誌」第四十八編第九號の小野氏、「歴史學研究」第七卷第六號の下村氏等の本書に對する高評の如く、著者に依る新なる見解、新なる史實の發見並に貴重なる諸史料の紹介等は、著者の撓まざる研鑽の輝ける業績をして、更に光彩を放たしめるものと謂ふ可きであらう。

題して「日英交通史之研究」と謂ふ。而も其は初期の其に全力を傾倒せられた。然し乍ら、日英交通の重要性は寧ろ、十九世紀後半、即ち幕末開國以降に存する。淺學菲才を願ざる妄評を謝しつゝ、著者の益々健祥と其鋭き研究の眼を斯る分野にも及

ぼされ、吾々を啓蒙指導せられん事を望んで已まない者である。(内外出版印刷株式會社發行、定價六圓五拾錢)(西井克己)

○英國社會經濟史 封建社會

矢口孝次郎著

大正末期から昭和の初頭にかけて社會運動の波が吾國にも押寄せ、社會問題・經濟問題が人々の注意のすべてを占めた時、吾國の史學思想もまた前代のそれに對して一の轉回を完成した。大正中期の所謂「昂揚期」を背景としてさかえた「文化史學派」に代つて、いはゆる「社會經濟史學派」がその隆盛を見出したのは、かゝる零閑氣の中に於いてであつた。此の時以來、種々の社會經濟史關係の書物、或は斯くの如き表題を冠した雜誌や叢書の類の刊行が一の流行となつた觀さへあり、従つて現在歴史を學ぶ吾々に對して、少くとも量的に見て最も多くの直接的遺産が此の方面に於いて殘されてゐる譯である。此の遺産を如何に繼承し、如何に發展せしめるかは、専ら現在の及び今後の吾々に義務づけられた課題であることは云ふまでもないが、然し一口に「社會經濟史」と云つても、そこには區別されるべき二つの立場が含まれてゐることを注意しなければならぬ。一は、社會の經濟過程のみを對象とする云はゞ部分史的立場であり、他は、かゝる經濟過程の分析を通じて當該社會全體の構造的聯關を把握し、之によつて各時代に固有な文化の性格の理解に進まうとする立場である。今吾々がこゝに紹介しやうとする、關

西大學教授矢口孝次郎氏の近著「英國社會經濟史封建社會」もまた、後者の如き立場に於いて著されたもの一つであつて、街頭に氾濫する類似「社會經濟史」の如きとは、その質を異にする學究的なしかも良心的な論述たるを失はない。

一般に、封建制度が中世の社會秩序の——全部ではないにしても——少くとも基本的な部分を占める制度である以上、それは種々の側面から、また種々の角度に於いて考察されることが可能であることは勿論であるが、併し特に封建制度それ自體に關して提出されうべき主要な問題は、大體次の如き形に要約されることが出来てあらう。一、封建制度の本質。二、封建制度の成立過程。三、封建社會の構造。四、封建社會の崩壞過程。勿論、本書の取扱ふところも、かゝる諸問題の範圍を出でるものではない。けれども本書は、單なる概説書と呼ばれるには、餘りに高級であり學問的である。

第一の問題、即ち封建制度の本質の問題は、本書第一章に於いて取扱はれてゐる(一一—四頁)。著者は、先づ *feudalism* なる用語の解釋から始めて、*J. Matland* の定義を擧げ、西歐に見らるゝ封建制度に二つの類型を認めつゝ、更に進んで「封建制度に於ける上部構造と下部構造」とを區別される。此の部分は、本書全篇に對する序論であり伏線であると共に、本書に於ける著者の立場なり態度なりを先づ表明されたものに他ならない。またそれだけに、本書の含む諸問題は、原理的にはすでに此の部分に含まれてゐると云はれることが出来やう。

こゝに著者の謂はれる「上部構造及び下部構造とは、唯物史觀に謂ふそれらの觀念に密接な關係を有するとするも、それらと全く等しいものではない。……今端的に述ぶるならば、こゝに上部構造とは、從來一般史或は政治史に於いて封建制度として取扱はれたる領域に屬し、下部構造とは、經濟史に於いて莊園制度として取扱はれたる領域に屬する(一一—四頁)。即ち、前者はメイトランドの所謂 *feudal superstructure* であり、後者はアダムスの謂ふ *economic feudalism* に相當する。けれども、嚴密な意味に於ける術語としての封建制度なる概念は、單に前者をのみその内容として含むものではなからうか。此の場合、アダムスが前者即ち政治的封建制度 (*political feudalism*) を以て固有なる封建制度 (*feudalism proper*) となしてゐることは、吾々にとつて示唆的である。尤も、人が封建制度なる用語を以て、封建的生産方法 (*die feudale Produktionsweise*) 或は封建的社會構成 (*die feudale Gesellschaftsstruktur*) と云ふ如き場合の封建と同意義に解するならば、問題は別である。少くとも、學問的術語としての封建制度なる概念は、從來、アダムスの所謂 *feudalism proper* の意味に於いて解せられて來た筈である。此の場合、アダムスの云ふ *economic feudalism* は、ヨリ廣い概念であり、それは、社會構造の基底的諸關係を意味する。著者は、本書二四六頁に於いて、封建制度を莊園組織と同義語として用ひつゝ、フランス及びドイツに於ける封建制度の崩壞に就いて述べてみられるが、此の部分などは、時代の區分の

問題と關聯して、尙吟味さるべき多くの問題を含んでゐると思はれる。

次に、西歐の封建制度に見られる二つの「類型」の問題であるが、此れに關して著者は一般の見解に従つて、「英國型」と「ドイツ」或は「フランス型」とに區別されてゐる。前者は、「強力なる中央集權の下に統一せられて王國を形成する場合」であり、後者は、「單なる諸侯の領地の聯合を示すに過ぎない場合」である（六頁）。著者は、かゝる類型をも我が國にまで適用し、徳川幕府治下の政治組織即ち所謂「集權的封建制度」がイギリス型に、また徳川期以前の制度即ち所謂「分權的封建制度」がドイツ或はフランス型に相當するものと簡單に斷定されてゐるが、こゝにも問題があるやうに思はれる。もし假りに我が國徳川期の封建制度を西歐社會の發展過程の一段階に比定せんとするならば、それはむしろ絶對王政 (die absolute Monarchie, Absolutismus) 治下の制度の一ヴァリエーションとして解釋さるべきではなからうか。それは、より以前の封建制度の高次なる發展段階、乃至はその延長上に在るものである。此の場合問題となるのは、類型的異同ではなくして、むしろ段階的差別であらう。此れに反して、「英國型」封建制度と「ドイツ」或は「フランス型」封建制度との區別は、類型的相異として特質づけらるべきものである。兩者は、strukturen には同じ場所に位置づけらるべく、而も typisch には別のものとして把握されねばならない。

更に著者は、此の二類型の中何れを Idealtypus となし得る

かと云ふ問題を提出し、相對立する二つの説を擧げてみられるが、これは明かに「ドイツ型」を以て Idealtypus とすべきであらう。Königum と Feudalismus とは、本來矛盾概念である。monarchie feudale な言葉が「の contradictio in adjecto である」とすれば、centralized monarchy と封建組織との併存を特色とする（四四頁）イギリスの封建制度が「ドイツ型」のそれに比してむしろ一種の偏向として理解さるべきことは論を俟たない。

さて、以上は本書第一章に含まれてゐる諸問題であるが、斯くの如く著者が「封建制度をかゝる二方面・二構造に區別」せられ、且つ西歐の封建制度に相異なる二つの「類型」を認められる立場によつて、本書全體の内容と構成とが規定されてゐる。第三章に於いては先づ西歐封建社會の一般的性格とその構造（分分的及び階級的）が論ぜられ（五九—九四頁）、次いで「上部構造に於ける諸關係（臣從關係・土地保有關係）」と「下部構造」莊園組織」とが夫々第四章（九五—一四九頁）と第五章（一五〇—二四五頁）とに分つて述べられてゐる。而もその際、著者は絶えず上述の二類型を對比することによつて、イギリス封建制度の特質をより明瞭に刻印づけることを忘れられない。殊に、第五章の第四節「マナーの經濟機構」の終りに附せられた「英國莊園經濟組織の一特質」なる一項は、最後の第六章「莊園組織の崩壞」（要説）（二四六—二六一頁）と相關聯して、簡單ではあるが、最も重要な問題の一つに觸れた興味深い一節であ

る。こゝに問題となつてゐるのは、自然經濟から貨幣經濟への移行の問題であつて、著者は「イノグラドフと共に、英國が「經濟的に他國より完全に一世紀、否二世紀先んじ」て「十三世紀に於いて既に自然經濟から貨幣經濟へ發展」したことの「直接の原因」を、英國封建制度の特質即ち強大な集權的王政の存在に求められる(二一六頁)のであるが、これは、夫々の國の封建制度の特殊性とその國に於ける近代社會の成立過程との間に存する本質的な聯關の一側面を指摘したものととして、極めて暗示するところの多い部分であると思はれる。これにつけても、貨幣經濟の發展に伴ふ封建社會の崩壞の研究が、「後日に期して(序、三頁)單に要領の紹介に終つてゐることは、我々讀者としても惜しい限りである。

また、從來イギリス封建制度の研究に於いて常に最も多く問題とされてゐる「ノルマン征服の意義」に就いては、第二章「英國封建制度の成立及び特質」(一五一―五八頁)がこれを極めて明快に解明してゐる。而も此の部分は、イギリス封建制度のもつ特殊性即ちその特異な「類型」の由つて來る所以を明かにする最も重要な一章であつて、恐らく本書の重心はこゝにかゝつてゐると云つても差支なからう。第五章第二節(二七二―二八四頁)に於ける、マルク理論の展開とこれをめぐる諸問題の紹介の部分と共に、熟讀さるべき部分である。

尚、卷末には歐文及び邦語の主要参考文献が、分類されて收められてゐる。概説書としての本書の價値を更に増すものであ

らう。(菊版二七二頁。大阪・甲文堂發行。定價貳圓五拾錢)。
〔中山〕

O. G. von Below: Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters.

此の書の由來は編者 Fr. Lünge の緒言に明らかである。即ち v. Below に依りて Die grossen Linien in der Geschichte der deutschen Landwirtschaft の題名下に Urzeit から Bauernbefreiung 時代迄のドイツ農業史の基礎的研究として、新體系下に論述せられし處、雄岡半にして、千九百二十七年十月二十七日遂に七十歳の高齡を以てこの世を去りし爲、未完のまゝ、放置されたるを編者が表記のタイトルを附して發表せられし物である。

Der deutsche Staat des Mittelalters 等に於て、制度史家としての非凡の才能を示した v. Below のこの遺稿も亦農業史とは云へ、當然、其處には自然經濟時代に於ける生産形態並びに、諸制度の分析に、或ひは新しき生産方法の上に基礎付けられた政治的權力關係の伸張過程の検討に得意の論筆を振つてゐる。本書の構造は次に示す如く、各時代を Agrarverfassung と農業經營の技術的側面との二方面から考究し、之に彼獨得の親切な脚註が附せられ、覺書、拔書を豊かに挿入して讀者の考察に便ならしめてある。

次に各章に就いて簡単な紹介をして見やう。